

特定事業所加算・特定事業所医療介護連携加算（居宅介護支援）

加算の算定を届け出る場合は、加算区分に応じ下記の算定根拠書類等を添付してください（提出期限は算定月の前月15日まで）

必須書類 ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出一覧

算定要件	特定事業所加算（Ⅰ）	特定事業所加算（Ⅱ）	特定事業所加算（Ⅲ）	特定事業所加算（A）	特定事業所医療介護連携加算	算定根拠書類等
(1) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること。	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上	特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）のいずれかを算定していること	主任介護支援専門員研修の修了証書（算定日時点で有効なもの）
(2) 常勤かつ専従の介護支援専門員を配置していること	3名以上	3名以上	2名以上	常勤1名+常勤換算1名以上		勤務形態一覧表
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。	○	○	○	○		会議の定期開催が確認できる資料（次第、出席者名簿、議事録、運営規程等）
(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること（営業日以外も）。	○	○	○	○ 連携でも可		連絡体制が確認できる書類（運営規程等）
(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること。	○	/	/	/		割合が確認できる書類
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。	○	○	○	○ 連携でも可		研修計画書（全体計画及び従業者ごとの個別計画）
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。	○	○	○	○		地域包括との連絡票、運営規程等
(8) 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること	○	○	○	○		参加が確認できる資料
(9) 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○		特定事業所集中減算に係る届出書（加算算定月の減算有無が確認できるもの）
(10) 介護支援専門員1人当たりの利用者数が45名未満（居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満）であること	○	○	○	○		平均件数が確認できる書類
(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること	○	○	○	○ 連携でも可		「介護支援専門員実務研修実習受け入れ事業所登録に関する同意書」の写し
(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可		実施状況を示した書面
(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○		運営規程、サービス計画等
(1) 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数の合計が35回以上であること	/	/	/	/	○	連携回数及び内容が分かる資料（支援経過、退院・退所情報記録書等）
(2) 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること（※1）	/	/	/	/	○	ターミナルケアマネジメント加算の算定回数分かる資料（支援経過、給付実績等）

（※1）令和7年3月31日までの間は、なお従前の例（ターミナルケアマネジメント加算5回）によるものとし、同年4月1日から令和8年3月31日までの間は、令和6年3月におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に3を乗じた数に令和6年4月から令和7年2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が15以上であることとする。